

「給付と負担」についての意見

年金部会

翁 百合

○これまでの5年ごと財政再計算の際に人口推計や将来の経済見通しの変化を踏まえて、給付内容や保険料を見直し、給付水準維持する方式については、少子高齢化の一層の進展の中で限界に来ている。5年ごとに給付が削減され、保険料が引き上げられるという繰り返しをやめ（勿論財政再計算というモニタリングは続けていく必要があるが）、保険料を際限なく引き上げるのではなく、一定の財源の中で年金給付をどう考えるか、という観点に発想を変え、保険料を固定する方式を採用することが望ましい。換言すれば、保険料率に上限を設け、給付を自動的に調整する仕組みは、年金制度として将来期間に対応した給付の純債務が生じないような制度設計となる点で意義がある。ただし、最低限の生活水準を税財源も含めてどう手当てするか、という議論は別途必要である。

○現在の厚生労働省案では、保険料固定方式でも、給付と保険料の組み合わせは2025年までは殆ど現行のまま変化はなく、少子化の影響のみ2025年以降の受給世代の給付がマクロ経済スライドで調整される形となっており、現在の若い現役世代や将来世代に影響が大きく出る姿となっている。したがって、2025年までに給付を受け取る世代も含めて給付内容の見直しについて、次のような点に関して議論を行うべきである。

- ・スライドのあり方に関しては、また、高齢化の影響や、運用利回りの低下など経済情勢の変化も、その世代で自動的に給付に反映させることについて議論が必要である。また、既裁定者の物価スライドに関しては、賃金下落率が物価下落率を下回るような状況になると、物価スライドは将来債務を大きくしてしまうため、そうした期間のスライドのあり方について議論を行うべきであろう。
- ・支給開始年令の弾力化、厚生年金給付乗率の見直しなど

○換言すれば、今回の改正をラストチャンスとして、保険料を早めに引き上げ、早めにスウェーデン型を実現することにより、最終保険料率を低くするという考え方があり得る。保険料の小刻みな引き上げは、今までの経緯をみても、政治経済情勢によって実現ができない、という可能性があり、こうした事態を想定すると、年金制度のサステナビリティが失われ、将来世代に大きな負担を先送りすることになってしまう。

○最終保険料率の水準については、2025年以降の医療や介護の保険料がどの程度大きくなるかに依存する。医療保険や介護保険と年金の相対的な優先度を考えると、年金に比較して医療や介護保険の方が逆選択が起こりやすく、市場の失敗が大きい分野であり、その点では公的に対応する必要性が高いとみることができる。勿論、医療や介護に伴う自己負担が増えると、年金の必要額が増加してしまうので、三者は相互依存関係にあり、各々の負担の有り方をリンクさせて議論していく必要がある。いずれにせよ、2025年で保険料だけで3割強と考えると、2025年以降の介護医療保険の負担は高齢化の急加速に伴い、早いスピードで大きくなることが予想されるため、年金の保険料率2割という水準については、十分視野を長くにとって、議論をしておく必要があると思われる。

以上

第 15 回 年金部会メモ

2003. 3. 7

(有) セレーノ

杉山千佳

・ 高齢者世帯の生計費と年金の給付水準について

モデル年金の水準で比べてみれば、確かに試算の年金水準で老後生活の基礎的部分がカバーされているといえるが、自営業など第 1 号被保険者の場合で見ると、基礎的消費をカバーするのが精一杯で、保健医療も交通通信、教育、教養娯楽費も捻出できずにいる。果たしてこうした給付のしくみでよいのかどうか、SOHOなど 50 年後の自営業の形態を念頭に置きながら考えていく必要があるのではないか。その時には、やはり所得に応じて負担額が増え、比例して給付額も増えるスウェーデン方式が望ましいのではないだろうか。

・ 試算の前提の数値について

試算を行う場合、男女の労働力率をいくつと前提して試算をしたのか、その場合、男女の平均報酬をいくらと仮定して試算をだしたのか知りたい。

・ 保険料率の引き上げ計画について

すでに若い世代ほど人口が減ってきている現状を考えると、後の世代の負担を少しでも軽くするために、保険料水準の到達時期の前倒しを検討する必要があるのではないか。

以上。

第14回資料「事業主負担の日米比較」についての意見

2003.3.7

年金部会委員

矢野 弘典

前回の資料1の29ページに記載されている「社会保障費用及び租税等の事業主負担の国民所得比の日米比較」は、議論をミスリードする資料となる恐れがあるので、フェアな比較を行なうために、両国のデータベースをできるだけ合わせたものとする必要がある。

国際比較の難しさは承知しているが、日本の事業主負担に、退職一時金に係わる負担が含まれていないのは明らかにおかしいと考える。基本的に退職一時金のない米国と違い、日本では、年金と退職一時金が一体として退職給付制度を形成している。特に企業年金は、大部分が退職一時金から移行したものとなっている。

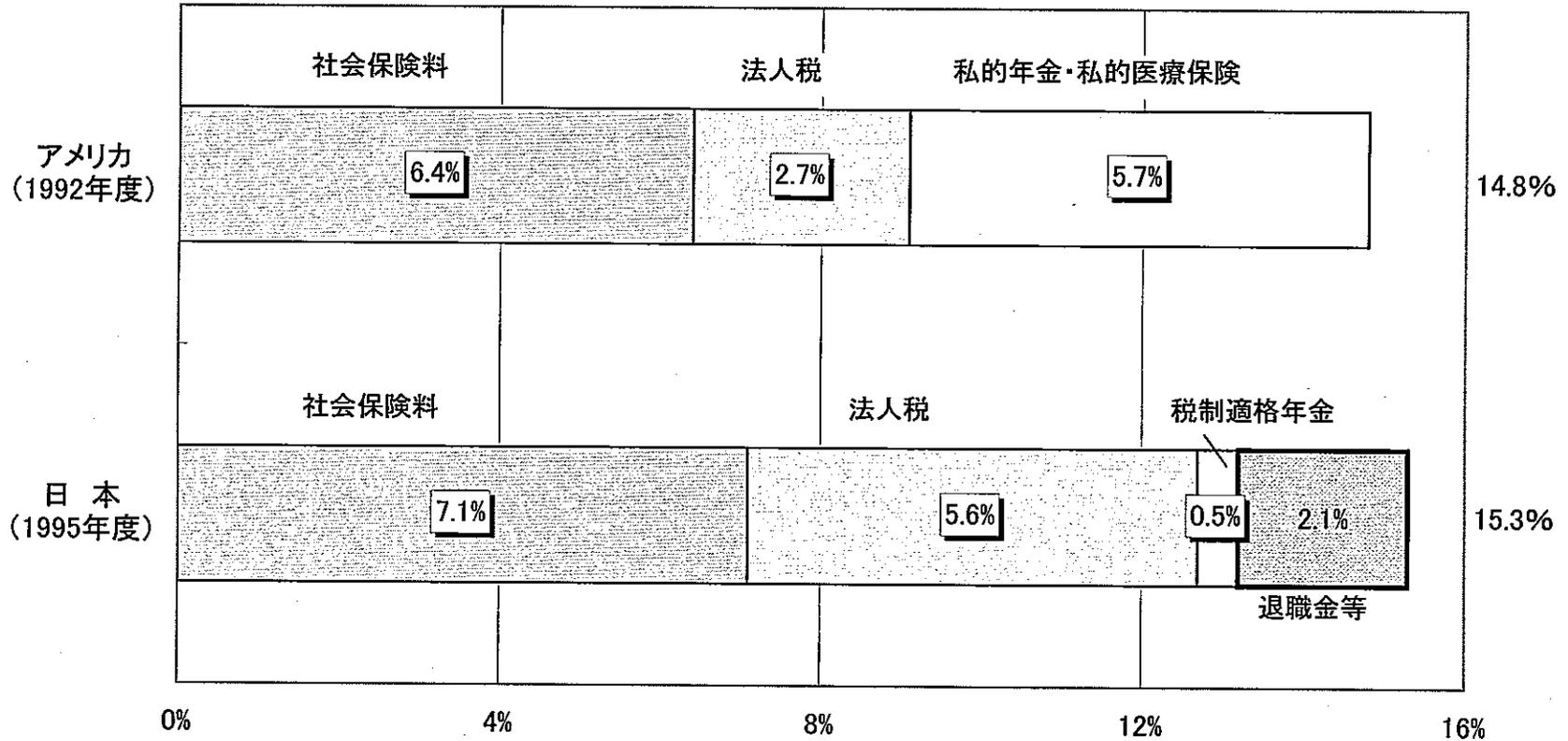
したがって、米国の私的年金に係わる負担に対応するものは、日本では、年金の掛け金だけでは不十分であり、退職一時金に係わる負担を加えたものとする必要がある。

そこで、前回の厚労省資料に、退職一時金等に係わる日本の事業主負担を加える方法で推計を行なった。それによると、別紙のとおり、退職一時金、医療保険等に関する日本の事業主負担の国民所得に対する割合は、2.1%程度ある。これを加味すれば、日本の事業主負担の方が高くなり、厚労省資料のように「わが国よりアメリカの事業主負担の方が高い」とは言えない。

また、このような事業主負担の比較にあたっては、単に社会保険の料率だけで比較するのではなく、総額人件費といった、雇用に伴う総コストで比較することも重要である。さらに、多くの企業が現在、雇用維持に努めており、それに伴うコスト負担の大きさも認識しておく必要がある。

以上

社会保障費用及び租税等の事業主負担の国民所得比の日米比較



1. 第14回年金部会の資料1の図表7に、日本の退職金等(民間企業及び公務員)を加えて、日本経団連国民生活本部にて作成。
2. 日本の民間企業の退職金等については、「民間給与の実態」(国税庁)、「賃金労働時間制度等総合調査」(労働省)による企業規模別数値を元に推計(いずれも95年度)。日本の公務員の退職金額については、国家公務員は「平成13年民間企業退職金実態調査の結果」(総務省人事・恩給局 平成11年度数値)、地方公務員は「地方財政白書」(平成7年度決算)より引用。
3. なお、アメリカの社会保険料、私的年金・私的医療保険及び日本の社会保険料には当初より公務員分を含んでいる。

図表7 社会保険料負担の国際比較

社会保険料負担について国際比較すると、我が国はアメリカやイギリスと同じ水準であり、ドイツやフランスと比べると低い現状にある。

【社会保険料率の国際比較(勤労者)】

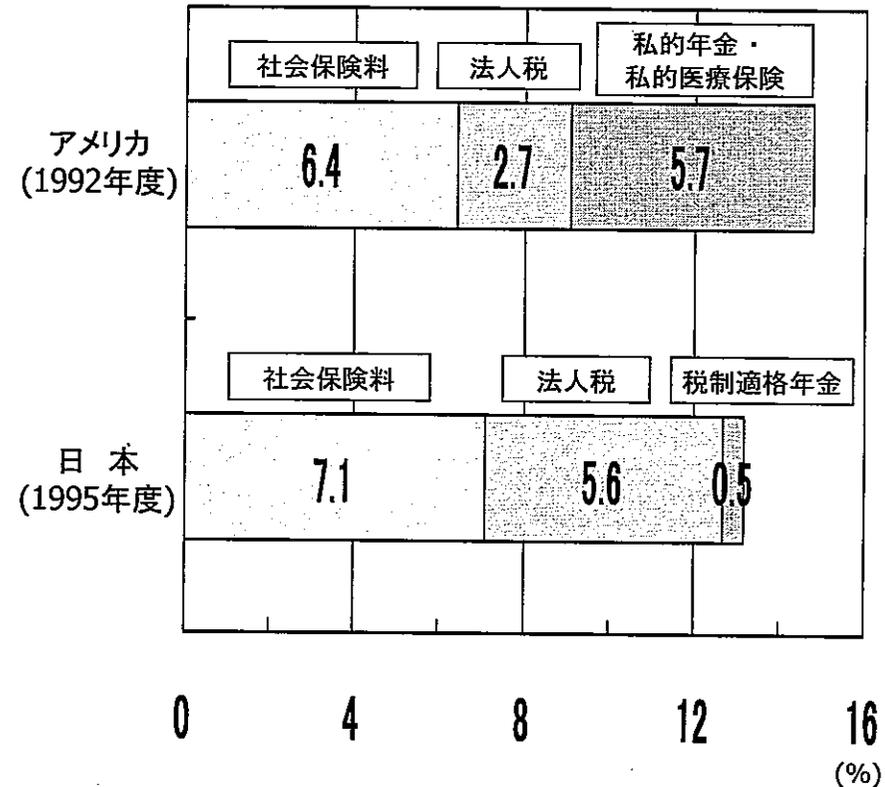
	保険料率	うち 本人負担	うち 事業主負担	内 訳
日本 (02.10) 注1	23.37%	11.675%	11.695%	医療保険(政管健保)7.46%(標準報酬月額分8.5%、ボーナス分0.8%)、年金保険(厚生年金)13.58%(標準報酬月額分17.35%、ボーナス分1%)、介護保険(政管健保)0.93%(標準報酬月額分1.07%)、雇用保険1.4%
フランス (98.1) 注2	41.58%	9.61%	31.97%	疾病保険13.55%、年金保険16.35%、寡婦保険0.1%、家族給付5.4%、失業保険6.18%
ドイツ (98)	42.4%	20.95%	21.25%	年金保険20.3%、疾病保険(平均)13.6%、介護保険1.7%、災害保険0.3%(平均)、失業保険6.5%
スウェーデン (98)	35.53%	6.95%	28.58%	年金保険20.38%、医療保険(傷病手当、両親手当等)7.93%、労災保険1.38%、失業保険5.42%、その他0.42%
イギリス (97.4) 注3	最大20%	最大10% 注5	最大10% 注6	国民保険(退職者年金、休職者給付、労働不能給付等)
アメリカ (99) 注4	15.3%	7.65%	7.65%	老齢・遺族・障害年金(OASDI)12.4%、メディケア2.9%

資料:厚生省資料(平成11年版厚生白書に掲載されたものを引用。日本については2002年10月現在の数字に更新。)

- (注) 1. このほか業務災害補償があるが、保険料率は事業の種類により異なっている。
 2. このほか、労働災害・業務病補償部門の事業主負担保険料率があるが、企業により異なっている(平均4.0%)。また、失業保険の保険料率は所得により異なる。その他に、本人負担として、保険料負担以外に疾病保険、家族給付に充当される一種の目的税である一般社会拠出金(収入の7.5%)がある。
 3. 医療については公的医療保険がなく、大部分国庫負担で賄われている。
 4. このほか、州が主管する「社会保険」として、「失業保険」と「労災補償保険」があるが、保険料率は州により異なっている。
 5. 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給64ポンドを超える部分にかかる保険料率。
 6. 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給210ポンド以上の場合の保険料率。
 7. 基本的に保険料率は総報酬ベース。日本の場合には、医療保険(政管健保)、年金保険(厚生年金)及び介護保険(政管健保)の保険料率について、ボーナスを含めた総報酬ベースに換算した数値を用いている。なお()の中は標準報酬ケース。

アメリカは公的医療保険制度がないため、公的社会保険料だけで比較すると事業主負担は低いが、事業主が負担している私的年金、医療保険の負担を加えると、我が国よりアメリカの事業主負担の方が高い。

【社会保障費用及び租税等の事業主負担の国民所得費の日米比較】



資料及び注

- 1)社会保険料はILO基準による国立社会保障・人口問題研究所調べ
 2)租税はOECD, Revenue Statisticsによる。
 3)アメリカの私的年金・私的医療保険の企業負担については、EBRI(Employee Benefit Research Institute), Data Book on Employee Benefit third edition による。
 4)日本の税制適格年金については1996年度の推計値

「給付と負担の在り方」について

2003・3・7 社会保障審議会年金部会
山崎 泰彦

○ 給付水準の考え方

給付水準の設定：「共働き世帯モデル」、「転職者世帯モデル」で設定して、それらの世帯において現役世代の消費水準と比較してある一定の消費水準を確保できる給付水準を確保できればよいのではないか。

共働き世帯の給付水準は片働きの被用者世帯よりも高く、転職者世帯の給付水準は夫婦共に生涯第1号被保険者で基礎年金のみである世帯よりも高いので、従来の世帯モデルには問題がある。また、高齢世代の消費水準は年金水準によって規定される要素が相当にあるので、これを給付水準の設定や改定の指標とすることは必ずしも適切ではない。

世代間の消費水準の比較：『家計調査』による現役世代と高齢世代の比較の結果は、『国民生活基礎調査』の「生活意識」の調査ともほぼ一致する。ちなみに、『平成12年国民生活基礎調査』の世帯主年齢階級別生活意識をみると、「苦しい」世帯の割合は、全世界帯50.7%であるが、年齢階級別では29歳以下51.5%、30～39歳51.2%、40～49歳55.8%、50～59歳50.8%、60～69歳48.1%、70歳以上48.2%となっている。また、児童のいる世帯では、「苦しい」世帯の割合は56.1%である。

給付水準の下限：保険料固定方式では、給付水準は一義的には定まらないが、「公的年金が老後生活の支えとしてふさわしい価値のあるものであるためには、給付水準の調整には一定の限度（給付水準の下限）が設けられることが必要である」（前回資料1、26頁）とか、「自営業者世帯（基礎年金2人分）における給付水準の下限については、モデル年金に関する所得代替率のような指標がない中で、どのように考えるか」（前回資料1、40頁）という給付水準の下限については、生活保護の生活扶助の水準や改定方式が参考になるのではないか。

生活保護基準と年金給付水準の間には直接的な関連性はないが、社会保険年金に防貧機能が期待されていることからすれば両者が全く無関係だともいえない。今日の生活保護基準は、一般国民の生活水準との均衡を図るという観点から設定され、国民の消費支出の伸び率に準拠して改定されており、少なくとも基礎年金の給付水準の下限については生活保護の基準や改定方式が手掛かりになるように思う。

生活扶助基準

高齢単身（70歳以上）

1級地 - 1	1級地 - 2	2級地 - 1	2級地 - 2	3級地 - 1	3級地 - 2
76,600円	73,390円	69,710円	66,600円	62,820円	59,820円

高齢夫婦（70歳以上+60歳代）

1級地 - 1	1級地 - 2	2級地 - 1	2級地 - 2	3級地 - 1	3級地 - 2
117,790円	112,730円	107,200円	102,230円	96,590円	91,750円

（注）平成14年度基準である。1類費と2類費を合計したもので各種加算を含まない。

一方、二階部分の年金額の改定については、既裁定年金を含めて給付水準の調整を急ぐという観点からすると、スライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回るときは年金改定率をゼロとする「名目年金額下限型」を採用するか、あるいはさらに踏み込んで一定水準を超える年金については年金額の改定を当分の間凍結するということも考えられよう。

○ 負担のあり方

厚生年金・国民年金の保険料収入は、平成12年度（実績）22.0兆円、平成13年度（実績）21.9兆円に対して、平成14年度（予算）24.0兆円、平成15年度（予算）23.3兆円となっているが、平成14年度および平成15年度予算はかなり甘い見込みになっているのではないか。

保険料の引き上げ計画：社会保障制度審議会年金数理部会『第四次報告書』（平成5年12月20日）では、「世代間扶養の考え方を取り入れた公的年金においても、保険料の拠出時点に給付が確定できて、しかもその負担を平準化する必要があると考えられる部分（たとえば、スライド・再評価を除いた老齢年金の報酬比例部分）については、その給付に見合う積立金を確保していく必要がある」としており、保険料の引き上げ計画を策定するにあたって、最低限の財政規律としてこの考え方を取り入れるべきではないか。